

令和4年度　社会福祉法人東静会　事業報告

法人事業報告

新型コロナ感染症に伴い、理事会、評議員会は書面による表決を実施した。また、公認会計士監査と監事監査は新型コロナが下火になるのを待って実施した。すべてにおいて未執行はなかった。

① 理事会の開催について

- ・書面表決は第1回の5月31日と第3回の12月1日（2回）
- ・対面会議は第2回の9月28日と第4回3月30日（2回）

それでも2回、対面での会議を開催することができた。遠方から参加する理事には不便をかけた。

② 監事監査について

- ・5月16日 決算監事監査
- ・10月7日 定期業務監査
- ・2月16日 定期会計監査

年度当初に監事から提出された「監事監査実施計画書」に基づいての実施は新型コロナの影響で遅延することが多かった。

③ 評議員会の開催について

- ・6月22日 第1回書面表決
- ・10月18日 第2回対面会議

2回目は無理して対面による会議を開催した。欠席者が多く、評議員会が成立するか心配した。

④ 公認会計士による外部監査について

- ・4月3日 定期監査
- ・5月16日 決算監査
- ・11月10日 定期監査
- ・2月13日 定期監査

新型コロナの影響で開催の間隔が不定期でした。当法人では平成29年度から河俣公認会計士と監査契約を締結し、会計監査を実施している。沼津市によると税理士、公認会計士等による外部監査を導入している市内の法人は3割に留まっている。

法人施設の状況報告

のぎくホームは令和4年3月31日現在、17世帯47名が在籍していた。令和5年3月31日現在は16世帯43名である。しかし、令和4年度の単年度で見ると暫定定員となる。全国的に新型コロナが影響していることから厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症に係る暫定定員設定の取扱いについて

(令和5年2月28日)」を通知し、「児童福祉法による児童入所施設措置等国庫負担金について」通知の施行についての一部改正を行うこととした。これは令和4年度に続き、特例措置であり、令和5年度をもって修了予定としている。

① 社会的養護従事者待遇改善事業の実施（令和3年度）

令和3年12月20日に新型コロナウイルス感染症への対応として社会的養護を担う施設及び事業所に従事する待遇改善のために給与を引き上げる措置の実施を閣議決定し、令和4年2月から待遇改善手当として月額9,000円を引き上げた。

② 福祉サービス第三者評価事業

2月24日に外部評価者の（株）中部評価センターによる第三者評価を受審している。これは3年に1度、外部による施設の評価を受審しなくてはならない。のぎくホームにおいても本年度が3年目となった。詳細については静岡県のホームページの「福祉サービス第三者評価事業」の「評価結果の公表」に掲載されているので確認を願いたいが、評価内容については評価者と意見の相違はあるものの、概ね了解できる内容である。

③ 苦情解決第三者委員総括会議について

苦情解決第三者委員総括会議は4月13日に開催した。「社会福祉事業の経営者は常に、その福祉サービスについて、利用者等から苦情の適切な解決に努めなくてはならない」とされ、国の指針により「苦情解決に社会性や客觀性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために第三者委員を設置する」ように求められている。そして、その結果を事業報告とホームページに苦情解決結果を公表している。

令和4年度に利用者から「愚痴」や「不満」はあった。第三者委員会に直接、苦情が寄せられた件数は0件であり、施設でも苦情解決の仕組みに乗せた件数も0件であり、公表する苦情は0件である。